

## 調理師試験合格証明 審査基準

### 【事務の根拠】※調理師試験

○調理師法（昭和三十三年法律第一百四十七号。以下「法」という。）第三条の二

調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき調理師試験に係る手数料を徴収する場合においては、第二項の規定により指定試験機関が行う調理師試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

### 【事務の概要】

○ 調理師免許証申請前に、調理師試験合格通知書を紛失した者に対し、調理師試験合格証明書を交付する。ただし、東京都の調理師試験を受験し、合格した者に限る。

東京都の受付窓口

平成19年度以前に受験⇒福祉保健局健康安全部健康安全課試験・免許担当

平成20年度以上に受験⇒公益社団法人調理技術技能センター